

地域再生計画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
兵庫県

- 2 地域再生計画の名称
阪神南地域 街中の賑わい再生計画

- 3 地域再生の取組を進めようとする期間
平成 16 年度から概ね 5 年

- 4 地域再生計画の意義及び目標

当該地域は兵庫県南部に位置する尼崎市、西宮市及び芦屋市からなる地域であり、面積 167.6k m²、人口 1,008,000 人あまりを有する県内でも有数の商工業地域である。

しかしながら、不況の影響により、商店数は平成 6 年以降、年間販売額は平成 3 年以降、減少傾向にあり、特に中心市街地であるそれぞれの市の中心商店街においては、大規模商業施設の郊外部への立地等により衰退しつつある。

これら中心市街地商店街における意識調査の結果、商店街等の抱える主な問題点は、「経営者の高齢化や後継者不足」「大型店との競合」「空き店舗の増加」などであり、景況については、「停滞している」「衰退している」が全体の 95% 強を占めている。

商店街や小売市場は街の華、街の顔であり、街の魅力や賑わいを創出し、地域の活性化を図る上で、その再生を図ることが重要課題となっている。

こうした考え方のもと、兵庫県では、商店街や小売市場の活性化を図るため、商店街のモール化やアーケード改修等のハード整備事業や、活性化に向けて主体的に立ち上がろうとする意欲の高い商店街に対し、「活性化プラン策定事業」、「元気アップ事業」及び「先導的活性化事業」により活性化プランづくりや地域と一体となった集客イベントの開催、先導的な活性化の事業に対して支援を行ってきた。

また、平成 15 年度は、これらの支援に加え、西宮市に本拠地を置く阪神タイガースの 18 年ぶりの優勝にあやかって、阪神南地域の沈滞ムードを払拭し、地域を活性化させようと、地域の行政（各市、阪神南県民局）や経済等の団体（尼崎・西宮商工会議所、芦屋市商工会等）からなる「元気アップひょうご阪神プロジェクト」を立ち上げ、阪神タイガースに関連するさまざまなイベントを積極的に展開してきた。

今回、それら県が独自に実施している商店街の活性化施策に加え、地域再生計画に基づく支援措置により道路等を一時的なイベントに限らず反復・継続的に来街者が憩い、安らぐ空間として有効に活用したり、道路において大道芸等の各種イベントを実施することにより、商店街等における地域住民の交流の場としてコミュニティ機能の強化を促進し、街の賑わいの再生を図る。

なお、今後は、今回の地域再生計画を踏まえ、更に街の活気と賑わいをもたらすため、こうした商店街の実施するイベントなどをツーリズム資源として活用し、地域ツーリズムのモデルコースとして選定することで、都市型観光の振興、都市地域の魅力づくりも併せて推進していく。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

商店街等が実施するイベント等において、一時的なイベントに限らず、反復・継続的に来街者が憩い、安らぐ空間等として、道路等を有効に活用することで、商店街等において、地域住民の交流の場としてコミュニティ機能の強化が促進されるとともに、安全、安心で親しみと愛着をもてる生活空間が形成されることにより、街中の賑わいが再生され、地域商業の活性化が期待できる。

具体的には、商店数、年間販売額の減少傾向に歯止めをかけることはもとより、阪神南地域全体の年間販売額について商業統計規則第3条に規定する調査での、対前回比5%の上昇を目標とする。

区分 / 年	平.3	平.6	平.9	平.11	平.14	平.19 (目標)
年間販売額(億円)	22,656	21,768	20,171	19,593	16,802	17,642

【資料出所】兵庫県の商業(商業統計調査結果表)

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

- 201001 映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化
- 201002 民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化
- 230001 道路使用許可・道路占用許可の手續改善
- 212002 道路占用許可弾力化(オープンカフェ等)
- 212029 道路占用における「市町村推奨ルール」の導入

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組 特になし

8 その他の地域再生の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 安全・安心な商店街づくり推進事業の推進

商店街等の安全性の向上を図り、安全で安心して買い物ができ、楽しく時間を過ごせる商店街づくりを進めるため、商店街・小売市場に対し、アーケード等に防犯カメラシステム等を設置する経費の一部を助成することで、商店街等が安全、安心で親しみと愛着をもてる生活空間としての魅力を地域住民等にアピールするとともに、集客力の強化、賑わいの創出を図る。

(2) 商品・サービスのオンリーワン運動の推進

「差違化戦略」を展開する上で鍵となるオンリーワン商品や、他にない地域特性や優位な個性づくりを、地域ぐるみの取り組み・運動として展開することを支援する。

(3) 阪神南地域・再発見運動の推進（アーバン・ツーリズムの振興）

地域の振興・活性化、地域ブランド戦略の推進の観点から、地域住民の参画を得て、ツーリズム資源の掘り起こし、再整理、情報発信を行うとともに、ツーリズム・モデルルートの設定、ツーリズム・バスの試験的運行をめざす。

別紙 支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容、支援措置を受けようとする者及び支援措置を講じようとする日

別紙（１）

1 支援措置の番号及び名称

（番 号）201001

（名 称）映画ロケ、イベント等及びカーレースに伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

商工会議所・商工会（商店街をはじめとする民間事業者等）

3 当該支援措置を受けて実施し、又は実施を促進しようとする取組の内容

阪神南地域では、本年度、「元気アップ事業」において12件のイベントが予定されている。

また10月頃には、西宮神社をメイン会場として、灘五郷などの酒造会社が清酒を振る舞うなどの催しである「西宮酒ぐらルネサンス」が予定されており、周辺の商業施設であるエピスタ西宮（阪神西宮駅高架下の商業施設・平成15年3月オープン）や、平成16年3月にアーケード改修工事が完成した西宮中央商店街等は、例年多くの人々で賑わっている。

さらに、平成17年1月17日で、阪神・淡路大震災の発生から10周年を迎えることから、兵庫県では、平成16年4月から平成18年3月にかけて「阪神・淡路大震災10周年記念事業」を実施しており、各商店街等においても記念イベントの開催が見込まれるところである。

こうしたイベントの開催について、平成16年3月に発出された通達に基づき、イベントの実施主体である商店街が自主的にイベントを計画し、その計画について県警、地域住民や道路利用者等の合意形成の円滑化を図ることにより、商店街等における地域住民の交流の場としてコミュニティ機能の強化を促進し、地域商業の活性化、街中の賑わいの再生を図る。

別紙（２）

1 支援措置の番号及び名称

（番 号）201002

（名 称）民間事業者等の経済活動に伴う道路使用許可の円滑化

2 当該支援措置を受けようとする者

商工会議所・商工会（商店街をはじめとする民間事業者等）

3 当該支援措置を受けて実施し、又は実施を促進しようとする取組の内容

当地域においては、景気の低迷や郊外型小売店の進出により、多くの商店街において廃業する商店が増加し、商店街の空洞化が深刻な問題となっている。

このため、兵庫県においては、商店街の活性化のため各種施策を実施しているが、スペースの問題から、郊外型大型店舗のように買い物途中にゆっくりと休憩できる「ゆとり・やすらぎ」空間を確保することが困難である。

そのため、平成 16 年度中に発出される通達に基づき、商店業者などをはじめとする地域の合意を図り、オープンカフェ等を行い、反復・継続的に来街者が憩い安らぐ空間等として、商店街通りを有効に活用することにより、地域商業の活性化、街中の賑わいの再生を図る。

別紙（３）

1 支援措置の番号及び名称

（番 号）230001

（名 称）道路使用許可・道路占用許可の手續改善

2 当該支援措置を受けようとする者

商工会議所・商工会（商店街をはじめとする民間事業者等）

3 当該支援措置を受けて実施し、又は実施を促進しようとする取組の内容

阪神南地域では、本年度、「元気アップ事業」において12件のイベントが予定されている。

また10月頃には、西宮神社をメイン会場として、灘五郷などの酒造会社が清酒を振る舞うなどの催しである「西宮酒ぐらルネサンス」が予定されており、周辺の商業施設であるエピスタ西宮（阪神西宮駅高架下の商業施設・平成15年3月オープン）や、平成16年3月にアーケード改修工事が完成した西宮中央商店街等は、例年多くの人々で賑わっている。

さらに、平成17年1月17日で、阪神・淡路大震災の発生から10周年を迎えることから、兵庫県では、平成16年4月から平成18年3月にかけて「阪神・淡路大震災10周年記念事業」を実施しており、各商店街等においても記念イベントの開催が見込まれるところである。

従前は道路使用許可権者である交通安全委員会への道路使用許可とは別に、道路管理者への道路占用許可が必要とされていたことから、各種イベントを頻繁に開催することは困難であったが、平成16年度中に発出される通達に基づき、道路使用許可や占用許可の手續が改善されることにより、イベント等の実施が容易になり商店街等による道路等の有効活用が図られる。

別紙（４）

1 支援措置の番号及び名称

（番 号）212002

（名 称）道路占用許可弾力化（オープンカフェ等）

2 当該支援措置を受けようとする者

商工会議所・商工会（商店街をはじめとする民間事業者等）

3 当該支援措置を受けて実施し、又は実施を促進しようとする取組の内容

当地域においては、景気の低迷や郊外型小売店の進出により、多くの商店街において廃業する商店が増加し、商店街の空洞化が深刻な問題となっている。

このため、兵庫県においては、商店街の活性化のため各種施策を実施しているが、スペースの問題から、郊外型大型店舗のように買い物途中にゆっくりと休憩できる「ゆとり・やすらぎ」空間を確保することが困難である。

そのため、平成 16 年度中に発出される通達に基づき、商店業者などをはじめとする地域の合意を図り、オープンカフェ等を行い、反復・継続的に来街者が憩い安らぐ空間等として、商店街通りを有効に活用することにより、地域商業の活性化、街中の賑わいの再生を図る。

別紙（５）

1 支援措置の番号及び名称

（番 号）212029

（名 称）道路占用における「市町村推奨ルール」の導入

2 当該支援措置を受けようとする者

商工会議所・商工会（商店街をはじめとする民間事業者等）

3 当該支援措置を受けて実施し、又は実施を促進しようとする取組の内容

阪神南地域では、本年度、「元気アップ事業」において12件のイベントが予定されている。

また10月頃には、西宮神社をメイン会場として、灘五郷などの酒造会社が清酒を振る舞うなどの催しである「西宮酒ぐらルネサンス」が予定されており、周辺の商業施設であるエピスタ西宮（阪神西宮駅高架下の商業施設・平成15年3月オープン）や、平成16年3月にアーケード改修工事が完成した西宮中央商店街等は、例年多くの人々で賑わっている。

さらに、平成17年1月17日で、阪神・淡路大震災の発生から10周年を迎えることから、兵庫県では、平成16年4月から平成18年3月にかけて「阪神・淡路大震災10周年記念事業」を実施しており、各商店街等においても記念イベントの開催が見込まれるところである。

こうしたイベントは、県と市が協力して取り組むこととしており、その開催にあたっては、国道又は県道を活用して行われるものも想定されることから、平成16年度中に発出される通達に基づいて、地域の実情に精通し、かつ、地域に密着した行政を展開している市の意見を最大限に反映させることで、イベント開催地毎の魅力を存分に醸し出すことが可能になるとともに、商店街等における、地域住民の交流の場としてコミュニティ機能の強化を促進し、安全、安心で親しみと愛着をもてる生活空間を形成していくことにより、地域商業の活性化、街中の賑わいの再生を図る。